

中央大学 C スクエア設置要綱

(設置の目的)

第1条 学校法人中央大学は、学生等が課外活動を通じて人間性を育成し、豊かな人間関係を築く場となることを期待して、中央大学C スクエア（以下「C スクエア」という。）を設置する。

(C スクエアの利用)

第2条 中央大学（以下「本大学」という。）の学生等は、別に定める利用要項に基づき、C スクエアを利用することができる。

(C スクエアの開館時間等)

第3条 C スクエアの開館時間は、8時から23時までとする。

2 施設の利用時間は、前項の開館時間を超えない範囲で別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本大学が必要と認める場合には、臨時に閉館することができる。

(C スクエアに係る業務所管)

第4条 C スクエアに係る業務所管は、次のとおりとする。

- (1) 共用施設（食堂を除く。） 学生部事務室学生課
- (2) 食堂 学生部事務室厚生課
- (3) 学友会関連施設 学友会事務室

2 前項第1号の規定にかかわらず、共用施設（食堂を除く。）の利用に係る業務は、学友会事務室が学生部事務室学生課の委託を受けて、業務を行うものとする。

(連絡調整協議会の設置)

第5条 C スクエアの運営を円滑に行うことを目的として、その利用に関する諸事項を調整・協議・決定するため、連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学部長の互選による者 1人
- (2) 学生部長
- (3) 学友会総務部長
- (4) 学友会総務部副部長
- (5) 学生部委員会で互選した者 1人
- (6) 総務部長
- (7) 学長室長
- (8) 学生部事務長
- (9) 学友会事務長

(協議会の議長)

第7条 協議会に議長を置く。

2 議長は、前条第1号の学部長をもって充てる。

- 3 議長は、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 議長は、協議会の結果を学長に報告する。

(協議会の協議事項)

第8条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) C スクエア及びその設備の利用に関する事項
- (2) C スクエアに関する利用者等からの意見・要望に関する事項
- (3) C スクエアの利用に関して、学長から調整・協議を依頼された事項
- (4) その他C スクエアに関する必要な事項

(協議会の事務所管)

第9条 協議会の事務は、学生部事務室及び学友会事務室の協力を得て、学長室学事課が所管する。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、協議会で協議し、学長が決定する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。